



撮影日：平成25年8月14日（水）（着葉季）

【 現 況 】

写7-2-9.14(1) 眺望景観の変化（眺望点C：二俣新町駅）

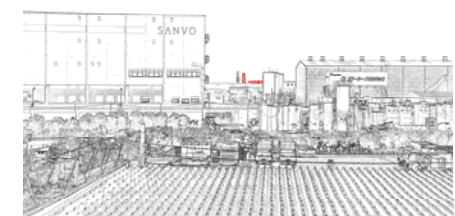


注) 供用時の写真の表現については、現時点でのイメージである。

撮影日：平成25年8月14日（水）（着葉季）

【供用時】

写7-2-9.14(2) 眺望景観の変化（眺望点C：二俣新町駅）



注) ■ は新工場の建屋等を示す。



撮影日：平成25年8月14日（水）（着葉季）

【 現 況 】

写7-2-9.15(1) 眺望景観の変化（眺望点D：日の出北公園）



注) 供用時の写真の表現については、現時点でのイメージである。

撮影日：平成25年8月14日（水）（着葉季）

【供用時】

写7-2-9.15(2) 眺望景観の変化（眺望点D：日の出北公園）



注) ■ は新工場の建屋等を示す。



撮影日：平成26年12月3日（水）（落葉季）

【 現 況 】

写7-2-9.16(1) 眺望景観の変化（眺望点E：茜浜緑道突端部）



注) 供用時の写真の表現については、現時点でのイメージである。

撮影日：平成26年12月3日（水）（落葉季）

【供用時】

写7-2-9.16(2) 眺望景観の変化（眺望点E：茜浜緑道突端部）



注) ■ は新工場の建屋等を示す。



撮影日：平成26年12月3日（水）（落葉季）

【 現 況 】

写7-2-9.17(1) 眺望景観の変化（眺望点F：塩浜地区展望施設）



注) 供用時の写真の表現については、現時点でのイメージである。

撮影日：平成26年12月3日（水）（落葉季）

【供用時】

写7-2-9.17(2) 眺望景観の変化（眺望点F：塩浜地区展望施設）



注) ■ は新工場の建屋等を示す。



撮影日：平成26年12月3日（水）（落葉季）

【 現 況 】

写7-2-9.18(1) 眺望景観の変化（眺望点G：墓地公園付近護岸部）



注) 供用時の写真の表現については、現時点でのイメージである。

撮影日：平成26年12月3日（水）（落葉季）

【供用時】

写7-2-9.18(2) 眺望景観の変化（眺望点G：墓地公園付近護岸部）



注) ■ は新工場の建屋等を示す。



撮影日：平成26年12月3日（水）（落葉季）

【 現 況 】

写7-2-9.19(1) 眺望景観の変化（眺望点H：市道第09-001号線歩道上）

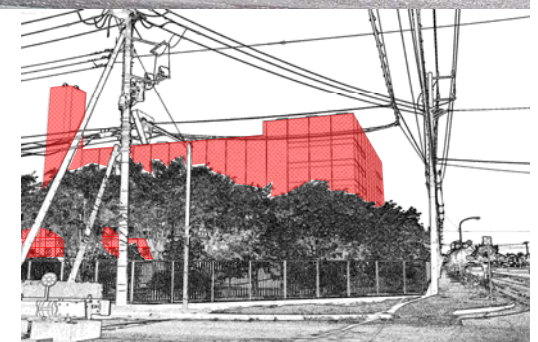


注) 供用時の写真の表現については、現時点でのイメージである。

撮影日：平成26年12月3日（水）（落葉季）

【供 用 時】

写7-2-9.19(2) 眺望景観の変化（眺望点H：市道第09-001号線歩道上）



注) ■ は新工場の建屋等を示す。



撮影日：平成26年12月3日（水）（落葉季）

【 現 況 】

写7-2-9.20(1) 眺望景観の変化（眺望点Ⅰ：船橋海浜公園バス停付近）

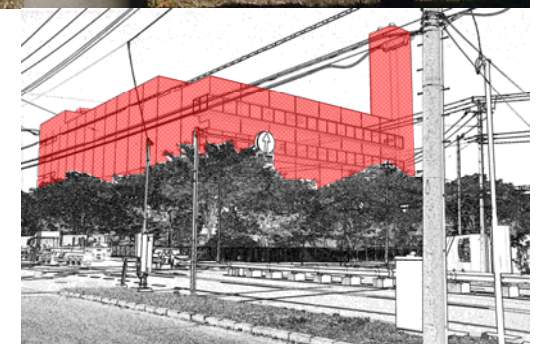


注) 供用時の写真の表現については、現時点でのイメージである。

撮影日：平成26年12月3日（水）（落葉季）

【供 用 時】

写 7-2-9.20(2) 眺望景観の変化（眺望点Ⅰ：船橋海浜公園バス停付近）



注) ■ は新工場の建屋等を示す。

3. 環境保全措置

本事業では、良好な景観形成に寄与するために、次のような措置を講じる計画である。

【計画段階で配慮し、予測に反映されている環境保全措置】

- ・施設計画にあたって“水辺への眺望、水辺からの眺望など水辺を強く意識した色調・構造とする”、“富士見百景の景観に映える色調・構造とする”、“敷地の緑化に努め、水辺と緑が融和する構造とする”のデザイン方針を設定のうえ検討を行う。

【予測の結果を受けてその対策として講じる環境保全措置】

- ・新工場の色彩は、工業地景観の中に一部自然景観や水辺景観が組み合わさった周辺地域の景観特性との調和を図るため、彩度の低い黄赤系の色彩を用いて、落ち着いた色彩とする。
- ・ふなばし三番瀬海浜公園内の新工場を見通すことのできる場所に対し、現況と比較して建屋や煙突までの距離が短くなることから、圧迫感を軽減するため、建物の低層部に着彩し、敷地境界付近で緑化する。
- ・敷地境界付近に設置する柵について、周辺地域との調和の図られる色彩とする。

【予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置】

- ・敷地境界付近に設置する柵についてのセットバックを検討する。
- ・圧迫感を軽減するため、長大な壁面が生じないデザインを検討する。

4. 評価

(1) 評価の手法

環境保全措置の実施方法等について検討した結果、事業者により実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響ができる限り回避又は低減されているかについて評価した。

(2) 評価の結果

事業の実施にあたっては、

- ・彩度の低い黄赤系の色彩を用いて、落ち着いた色彩とすること
- ・圧迫感を軽減するため、建物の低層部に着彩し、敷地境界付近で緑化すること
- ・敷地境界付近に設置する柵について、周辺地域との調和の図られる色彩とすること

などの環境保全措置を講じることにより、工業地景観の中に一部自然景観や水辺景観が組み合わさった周辺地域の景観特性と調和したものとなると予測され、予測の結果に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のため、

- ・敷地境界付近に設置する柵についてのセットバックを検討すること
- ・圧迫感を軽減するため、長大な壁面が生じないデザインを検討すること

等の措置を講じる。また、供用時は、建物位置が既存工場の位置から南方向に移動し、建屋が既存工場よりやや大きくなるため、ふなばし三番瀬海浜公園内の新工場を見通すことのできる場所や船橋海浜公園バス停付近については景観特性に影響が生じるものの、その他の地域に与える影響は小さく、地域の景観特性にも配慮されたものとなっており、事業者の実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り低減されているものと評価する。